

## 第8回 滋賀県流域治水推進審議会 議事概要

1. 開催日時 令和3年7月20日（火）10:00～12:00
2. 開催場所 Web会議および滋賀県危機管理センター災害対策室5, 6

### 3. 出席者

流域治水推進審議会委員

上田委員、大杉委員、菊池委員、北井委員、小浦委員、多々納委員（会長）、中川委員、中谷委員、西谷委員、林委員、森委員、山下委員

事務局

土木交通部流域政策局流域治水政策室

### 4. 内容

議第1号 浸水警戒区域の指定について

情報提供1 地先の安全度マップの更新について

情報提供2 浸水リスクに係る国や県の新たな動きに関する情報

<配布資料>

- ・議事次第、委員名簿、条例および施行規則、議事一覧
- ・議第1号 大津市大石富川地区の浸水警戒区域の指定について
- ・情報提供1 地先の安全度マップの更新について
- ・情報提供2 浸水リスクに係る国や県の新たな動きに関する情報

### 5. 議事

(1) 浸水警戒区域の指定について（議第1号）

1) 大津市大石富川地区の浸水警戒区域の指定について

事務局より議事内容について説明

【説明資料：議第1号、議第1号説明資料①～④】

<質疑・応答>

会長) 地区全体の避難場所が富川会館なのか。

事務局) そうである。

会長) 遠いところもあるのではないかと。議第1号説明資料②8ページの口加河組下から避難する場合はどのように避難することを想定しているか。集合場所は川の対岸になるのか。

事務局) 浸水警戒区域を指定するエリアと避難場所の位置は近い。一方で、点在している集落からは遠いということはあるため、高齢者等避難の段階で避難行動を開始する。また、本地区では無線機の準備をしているなど、自主防災組織が確実な運営をされているため、避難のタイミングを早めに設定し、確実に避難する

- ということで計画が作成されている。
- 会長) 浸水深図をみると、浸水が深いところが見受けられる。集合場所に集まった時点で浸水していた場合は、橋を渡ってから国道 422 号をあがって避難していくというルートになるのか。
- 事務局) 住民の方は組ごとに一緒に移動したいという希望が強かったため、集合場所については、浸水リスクが高くても設定している。なお、集合するタイミングは、河川水位が上昇する前を想定している。ただし、避難が困難な状況になったら自宅の 2 階や斜面と反対側へ退避するという、逃げ遅れたときの対応についても住民の方には認識を持ってもらっている。
- 委員) 議第 1 号説明資料②4 ページの避難判断の目安について、避難情報は今年変更されているが、これは修正されるという認識で良いか。
- 事務局) 本日の資料は改正前の表現になっているが、先週、更新版の配布依頼済みである。
- 会長) では資料は差し替えになるという認識で良いか。
- 事務局) タイムラインについては、差し替えられるかたちでお渡ししている状況である。
- 委員) 今の警戒レベル変更の件については私も気になっていた。後ろの資料についてほとんど差し替えになるのではないかと思われる。
- また、本地区は掘込河道であるかという点が気になった。
- 事務局) 掘込河道である。
- 委員) 球磨川のように、有堤の谷底平野を流れるような河川は大変なことになる。本地区の家屋は比較的安全な場所にあると見受けられる。こういった箇所新たに家を建てないような規制が重要であると考えます。
- 会長) 既存家屋が 1 軒あるようだが、危険な場所に今後安全対策をしていない家が建つことがないようにということも条例の趣旨であり、今回の指定はそのような趣旨であると理解した。
- 委員) 集落の避難について、橋を渡る場所があり不安を感じる。増水前だから大丈夫であるとのこと説明があったが、避難のタイミングが気になる。土砂災害と洪水では、逃げる向きも異なるが、このあたりについて地域住民とはどのように話し合っているか。
- 事務局) 土砂災害の危険性が高い地区であることは住民も重々認識している。土砂災害のレッドゾーンに住宅がある方もおり、また独居高齢者の方が多いため、組単位レベルで集まって避難することを考えている。避難に関しては、当初から土砂災害と洪水をあわせて考えている。
- 委員) 土砂災害と洪水の発生タイミングはずれるのではないかと考えているので、総合的に避難を考える話し合いがタイムラインにつながっているのかが気になって質問させていただいた。
- 事務局) 警戒レベル 3 の高齢者等避難は、土砂雨量指数等も考慮した上で発令されると

確認している。レベル4では、土砂災害警戒情報が出たときのタイミングにしており、避難指示と同レベルのタイミングになる。したがって、洪水だけでなく土砂災害を含めた避難のタイミングについて話し合いを進めてきたものである。

会長) 実際に避難が上手くいったかをフォローアップすると良いのではないか。

事務局) 市とも連携して対応していきたい。

避難情報変更に関連する資料の差し替えについてであるが、「水害・土砂災害に強い地域づくり計画書」は2月版で地域が作ったものであり、審議会の資料としては2月版を本日の資料としたい。なお、修正版については、後日地元へ届ける予定。また、概要版のタイムラインについては差し替え資料をすでに地元へ配布済みであるため、差し替えたものを審議会の最終版とすることでよろしいか。

会長) そのようなご提案とのことであるが、異議ありませんか。

異議なしとのことなので、そのように修正をお願いしたい。

会長) この審議の中で、区域指定については良いことだという意見がありましたので、このまま進めていただきたい。大津市長のご意見からしても、特に問題はなしとのことなので、このまま区域指定を進めていきたいと思う。ただし地域づくり計画については、早めの避難をせざるを得ないという認識のもとで作られているので、実際に実行できるかという点を含めて今後モニターしていただくようお願いする。

この議案についての採決をとらせていただく。原案が妥当であるとお認めいただける場合は挙手をお願いいたします。(全委員挙手)

ありがとうございます。では、挙手多数ということで提案のあった内容は、原案通り可とする。

## (2) 地先の安全度マップの更新について(情報提供1)

事務局より議事内容について説明

【説明資料：情報提供1】

### <質疑・応答>

委員) 流体力の算定方法を変更したとのご説明だったが、近年は真備町や信濃川の氾濫等が発生しており、家屋の流出や変形のデータが蓄積されてきていると思われる。そのような検証データをおさえておくことも重要である。

真備町では逃げ遅れて1階で亡くなった方が多かった。その理由としては、破堤による水位上昇速度が大きいという点である。さらに、水位上昇速度は貯留型や拡散型等の氾濫形態の違いによって異なる。避難にあたっては、どの程度の速度で水位が上がっていくかの情報が重要であるが、現状のマップでは表せていない。今後マップの改定にあたって検討していくと良いのではないか。必ずしもそうしてくださいというわけではなく、このようなことも考慮することを検討してほしい。

いという意見である。

事務局) 流体力については、最新の知見を整理して、マニュアルとの違いをとりまとめた  
い。

マップ上では水位上昇速度が見えない点については、2 ページに示している時系  
列浸水深を重点地区などで試行的に作成しているところであり、次回の更新にあ  
わせて今後公開することを考えていきたい。

会長) 全県展開は難しいかもしれないが、ニーズに応じて提供できる体制を考えてもら  
えるとよい。

委員) 家屋倒壊危険エリアなど、算定方法の変更によってリスクが大きく変わる場所  
については、なぜそのような結果になったのかをいかに説明するかが大事なのでは  
ないか。

会長) マニュアルが変わったからこのような結果になったという説明では不十分という  
意図と理解した。

現行ではどのような考え方で算定していて、より現実的なものに近づけたなどの  
説明ができると良いのではないか。

事務局) マニュアルについては、最新の模型実験の知見等が反映されたものであると理解  
しているが、何が変わったのかを分かりやすくお伝えする必要があると思ったた  
め整理していきたい。

会長) マニュアル改定の説明書に、改定による懸念事項等が整理されているのではない  
かと思われる。そのあたりの資料を用いて説明すると良いのではないか。

委員) 地元に対してマニュアルが変わったからという説明はやめていただきたいと思う。  
なぜこういう結果になったかということがわかるような説明をお願いする。

事務局) 承知した。

委員) 谷底平野は土砂流出が効いてくるのではないか。土砂洪水氾濫の懸念があること  
が計算に入っていないということをきちんと示すべきなのではないか。

事務局) 現状で見込めていない部分の説明は今後検討していきたい。

委員) 砂防分野においても、土砂洪水氾濫までは検討していない。

会長) そろそろ土砂流出も含めた総合的なリスクを考えていくべきではと思う。

委員) 滋賀県は先進的な取り組みを行ってきているので、総合的に考えていくことも  
できると良いのではないか。

会長) すぐには実現できなくても、長期的には考慮いただきたいという指摘であったと  
思う。

委員) 以前から事務局にお願いしていることではあるが、地先の安全度マップで示され  
ている浸水と、地元が経験した既往浸水被害とのギャップがあるのではないかと  
考えている。その点がリスクコミュニケーションの際に問題になっているのでは  
ないか。

- 例えば 1/100 確率規模等の言葉で説明しても、地元の方にとっては、そのような洪水は 100 年間でこれまで起こったことがない等の認識を持っており、うまく話しが通じないように感じている。これまでの水害履歴と検証することは可能か。
- 事務局) 特に湖北では、地先の安全度マップの降雨が過大であると感じている。湖北では、50 年程度あまり大雨が発生していないという現状がある。
- 地先の安全度マップの作成にあたって、県内一律で建築制限、土地利用制限をかけることになることから、降雨条件については学識者部会等でも議論した結果、県内一律の降雨条件を採用することになっている。地域ごとに降雨条件は設定していない。
- 地域での説明で、場所によっては計算結果が過大に感じられる方がいることで、あまり現実のものとして意識してもらえないという懸念もある。その一方で、気候変動の影響も顕在化してきており、想定外の洪水が発生することも考えた上で避難について考えようと説明している。今後何ができるか考えていきたい。
- 会長) 宅地の開発や建築規制においては、むしろ 1/10 確率規模の議論の方がより適切であると思われる。地先の安全度マップ作成当時の話で考えると、この方法しかなかった等の事情があったのだと考えられるが、主要な改善点の一つであることは間違いないと思う。地先の安全性をできるだけ正確に表現することが適切であると考えられるが、すでに規制がかかっている場所もあることから整合性が無くなるような話に急に変わることは難しいとは理解する。ただ、改定を進めていくなかで、確率降雨の見直しも 1 つ大きな課題であるというご指摘だろうと思う。

### (3) 浸水リスクに係る国や県の新たな動きに関する情報 (情報提供 2)

事務局より議事内容について説明

【説明資料：情報提供 2】

#### <質疑・応答>

- 委員) 滋賀県としてレッドゾーンとイエローゾーン、特に浸水警戒区域を都市計画の方がどういうエリアだとして取り扱うのだろうかという考え方が気になる。
- 都市計画の基本方針の策定はどうなるのか。単純な言い方をすると浸水警戒区域あるいは地先の安全度マップで、浸水深 3m 以上のエリアを都市計画の方はどう考えていくのか。
- 事務局) 流域治水条例の考え方は都市計画部局とも共有している。流域治水条例では、住むな・建てるなということは定めていない。ただ、浸水警戒区域になった箇所を居住誘導区域に入れるかどうかは、全国的な動きと同様の考え方で、レッドゾーンは居住誘導区域には含めないという方向で考えている。
- 委員) 立地適正化計画がどう使われていくのか。居住誘導区域に含めないということは、将来的には住まない・建てないということではないのか。
- 委員) 立地適正化計画というものをどういう風に機能させていくかはまだ微妙である。特別措置法のなかでの制度の位置づけになっている。自治体も将来の人口減少の

中で、集落や都市の在り方については決めかねているのではないかと。災害の危険が高い箇所は居住誘導区域に入れるなどという考え方は出ているが、各自治体が実際にどう対応していくかは悩んでいるのではないかと。

会長) 開発に関連する補助金のことを考えると、これから費用をかけていこうとしているのは居住誘導区域であることを前提としている。つまり、自治体としては補助を受けようと思うと、居住誘導区域を設定したいと思う状況である。一方で、居住誘導区域にするとさらなる集積を招くので、レッドゾーンに集積するのは良くないと思うわけであるが。

委員) 多くの立地適正化計画は、居住誘導区域は広めに設定している。当初想定しているようなコンパクト&ネットワーク的なところには向かわない。今住んでいることを否定するような指定は難しい。補助金目当てで作っている立地適正化計画の現状があり、それを踏まえた県の方針にすべきである。

会長) そのような状況であるが、人口が減っていくなかでわざわざ危ないところに集積するような再投資をすること自体は間違っていると思うので、全体の方針としては間違っていない。ただし、個々の事例において何らかの検討が必要になってくるのではないかとと思う。

委員) 県として、居住誘導区域に浸水警戒区域を含めないということであれば、今後流域治水の取り組みの中で浸水警戒区域を指定していくにあたって、そこを将来的にどういうエリアにしていくのかということに跳ね返ってくる。浸水警戒区域の指定の優先順位を考えると、考慮すべき要素になってくると思う。居住誘導区域にはなっていないということは、市街化も進まず徐々に人口が減っていくようなところであるという位置づけになるが、そのような箇所でも浸水警戒区域を指定するということがどういうことなのかと投げ返されることになる。そのような観点から、都市計画とのすり合わせが必要なのではないかとと思う。もう一つ気になったのは、居住誘導区域に指定することが必要な場合もでてくるが、その場合は防災指針を作成する必要があるが、そういったところで流域治水の取り組みが意味を持ってくるのではないかと。そのまま防災指針にとりこめるかもしれない。そのあたりの連携を気にしていただければと思う。

会長) 14 ページの流域治水関連法の概要について、たとえば防災集団移転促進事業のエリア要件拡充であるとか、災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策等というのは、水害に強い地域づくり計画に含められたりするのではないかとと思われるが、その点はどうであるか。

事務局) 防災集団移転促進事業のエリア要件拡充については、浸水被害防止区域がそのエリアに入ったということで、特定都市河川に関連する内容である。災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策については、詳細を把握していないので、この場でお答えすることはできない。

会長) 国の施策が変わったことによって、滋賀県が使えるメニューは整理いただけるとありがたい。

- 会長) 今回の法改正で滋賀県ができることがどう変わったか、もう少し県民にわかるように整理するとよい。
- 委員) 地先の安全度マップの更新や流域治水関連法により、区域指定がかかる地域の人、これによって一体どうなるのかが一番気になるはず。区域指定関連の地域では、どうなるのかがもう少しわかりやすいと良いと感じた。
- 会長) 地先の安全度マップが更新されて、浸水エリアが変わってくることは十分に考えられるが、そのあたりに対してどのような対処方針を考えるかがわからない。新たに浸水警戒区域に指定した場合、居住誘導区域には入れられないという議論になるため、デメリットが増えるように思われるが、地域にとってどのようなことがプラスになりそうかということも考えていかなければいけないという意見であると思われる。
- 事務局) 地先の安全度マップの更新については、区域指定に関してどのような影響がでるか今年度湖北圏域で行っていくことを考えている。
- 居住誘導区域の話については、重点地区で3 m以上の浸水が予測されている場所が居住誘導区域であるところはない。市街化区域であるのは三本柳というところだけだが、取組方針のDグループであり優先的に区域指定する区域ではない。残りは、ほとんど市街化調整区域か非線引き区域であり、今作られている立地適正化計画の中で居住誘導区域に入っていないところで重点地区の取組を進めている。
- 流域治水関連法の関係でいうと、浸水被害防止区域は、かさ上げ等をして安全な住まい方をしてもらうための区域として指定するという事で浸水警戒区域と同様ではないかと考えていた。しかし、内容を精査すると、河川整備だけでは中高頻度の洪水を防ぐことができない河川を特定都市河川として指定し、河川整備しても浸水が残る区域を浸水被害防止区域に指定するという話であり、浸水警戒区域の河川整備の有無と関係なくリスクの高いところを区域指定していくという考え方とは違っている。
- 現状としては、このような国の動きを受けて今のところ、浸水警戒区域指定方法が変更になるということはない。
- 会長) そのあたりもわかりやすく整理いただけると良い。
- 事務局) 今後はその点も理解していただけるように説明していきたい。
- 委員) 立地適正化計画については、滋賀県では作られていないところが多い。業務の関係で、計画を策定しているか聞いているが、作る予定がないところもあるのでどうなるか気になるところではある。
- 委員) 先日の熱海での土砂崩落は、太陽光発電施設設置箇所付近において発生したということがあった。今回の開発許可の厳格化によると、今後は危険地域における開発はチェックされるということでこのようなことは起こらないと思われるが、一方で既に設置されているところの盛土や太陽光発電施設については、どのように規制していくことを考えているのか。

- 事務局) 土砂災害警戒区域等は人家がある場所での指定であり、先ほどご説明した開発を抑制するレッドゾーンは、森林伐採してソーラーを設置するようなエリアとは一致していない。したがって、山林内での開発抑制についての情報は現在持ち合わせていないため、林地開発の担当部署である森林保全課等に確認し委員宛てメール等で状況をご報告したい。
- また、山林内での盛土についても、同様に情報を入手し共有する。
- 委員) 新しい情報があれば、情報提供いただきたい。
- 委員) 平成 25 年に日本で第一号の大雨特別警報となったのが滋賀、京都、福井であったが、その悲惨な状況を経験した。平成 2 年の愛知川決壊も経験し、水災害対策を意識しながら報道活動を続けている。情報をいかに使えるかというのをセットで考えていく必要があると感じている。条例－対策－情報手段ということで、安心安全な地域づくりを目指していく必要がある。
- 委員) 地元の方は、さまざまな規制が増えているということに対して、厳しいことを突き付けられていると感じるのではなく、地域がより積極的に対策をすることで安全性が増すという安心感を与えていけるような情報の出し方が必要であると感じた。
- 会長) 以上で予定していた議事をすべて終了したので、事務局にお返しする。

－以上－